個人のする政治活動に関する寄附に 係る所得税の優遇措置について

個人が「政治活動に関する寄附」をした場合、その寄附が租税特別措置法で定める要件に該当するもので、政治資金規正法の規定による報告書により報告されたものは、特定寄附金とみなされ、所得税の優遇措置が受けられます。

その内容や手続などは次のとおりです。

第1 優遇措置の内容

1 所 得 控 除

所得税の課税所得金額の計算の際に、生命保険料控除など各種の所得控除がありますが、その一つとして「寄附金控除」があります。**第2**で述べる要件に該当する場合には、個人のする政治活動に関する寄附金が「特定寄附金」とみなされて、寄附金控除の対象となります。

控除される金額は、次の(1)の金額から(2)の金額を差し引いた金額です。

- (1) その年中に支出した特定寄附金の額の合計額
- (2) 2千円

なお、(1)の金額が、その人のその年の総所得金額等の 40%に相当する額を超える場合には、40%相当額とされます。

2 税 額 控 除

政党又は政治資金団体に対して個人がする政治活動に関する寄附に限り、**第2**で述べる要件に該当する場合には、税額控除(所得税の額から税額を控除する。)の対象となります。この税額控除の制度は、**1**で述べた所得控除の制度との選択制となっています。

控除される金額は、次のとおりです。

税額控除は、政党又は政治資金団体に対する寄附金の額をベースにしたものを基礎金額とし、この基礎金額の30%に相当する額で、その限度額は所得税額の25%です。 なお、基礎金額は、その年中に支出した政党等に対する寄附金の額の合計額から2 千円を控除した額です。

また、「その年中に支出した政党等に対する寄附金の額の合計額」については、寄 附金控除の適用を受ける特定寄附金の額がある場合には、政党等に対する寄附金の額 の合計額にその特定寄附金の額の合計額を加算した金額が、その年分の総所得金額等 の40%相当額を超えるときは、その40%相当額からその特定寄附金の額を控除した残 額となります。

さらに、「2千円」については、その年中に支出したその他の特定寄附金の額がある場合には、2千円からその特定寄附金の額の合計額を控除した残額となります。(控除後の額がマイナスのときは0として計算します。)

第2 優遇措置を受けられる要件

個人のする政治活動に関する寄附が優遇措置の対象とされるためには、(1) 寄附を 受けた政治団体が一定の要件に該当すること、及び(2) 政治団体の収支報告書に寄附 者の氏名などの内容が記載され、公開されることが必要です。

1 政治団体の範囲

所得控除については次の(1)~(4)までの政治団体、税額控除については次の(1)又は(2)の政治団体に対する寄附が対象となります。

- (1) 政党(本部・支部とも)
- (2) 政治資金団体
- (3) 政治資金規正法第3条第1項第1号の政治団体で、衆議院議員・参議院議員が主 幸するもの又はその主要な構成員が衆議院議員・参議院議員であるもの(同法第5 条第1項第1号の政治団体を含む。)
- (4) 政治資金規正法第3条第1項第2号の政治団体(いわゆる後援団体)で、次に掲 げるもの
 - イ 衆議院議員、参議院議員、京都府議会議員、京都府知事、京都市議会議員若し くは京都市長の職にある者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの なお、現職の者が選挙に立候補しなかった場合には、その公職の任期満了の日

までにされた寄附に限られます。

ロ イに掲げる公職の候補者又は候補者となろうとする者を推薦し、又は支持する ことを本来の目的とするもの(イを除く。)

なお、ロの政治団体にあっては、立候補の届出をした日の属する年とその前年 中にされた寄附に限られます。

また、候補者となろうとする者が何らかの事情で結果的に立候補をしなかった 場合には、優遇措置の対象となりません。

2 報告義務

適格な政治団体に対する寄附について、収支報告書により報告され、公開されることが必要です。

すなわち、政治資金規正法第 12 条又は第 17 条の規定による報告書に、寄附をした者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日を記載するとともに、報告書を法定の期限内に提出することが必要です。

この寄附の内訳の報告は、5万円を超えるものについて義務づけられていますが、

この金額以下のものであっても寄附の内訳として報告しなければ優遇措置の対象となりません。

3 適 用 除 外

上記の要件に該当する場合であっても、次の場合には対象とならないので注意をしてください。

(1) 政治資金規正法の規定に違反するもの

政治資金規正法では、政治活動に関する寄附に関して若干の制限を課しています。例えば、個人の年間の寄附の総枠として、政党・政治資金団体に対するものは2 千万円まで、政党・政治資金団体以外の者に対するものは1千万円までの限度額を設けています。また、政党・政治資金団体以外の者に対する寄附については、同一の相手に対して年間150万円までという個別制限が設けられています。さらに、他人名義や匿名の寄附(政党又は政治資金団体に対するもので、街頭又は演説会などの会場において行われる1件1,000円以下の寄附を除く。)も禁止されています。これらの規定に違反するものは、対象から除かれます。

(2) 寄附者に特別の利益が及ぶと認められるもの

例えば、公職の候補者が自己の後援会に寄附をする場合や公職の候補者がお互い に相手方の後援会に寄附をし合う場合など、寄附をした本人に特別の利益が及ぶと 認められるものは、対象から除かれます。

どのようなケースがこれに該当するかは、実際の場合に応じて税務署で判断されます。

(3) 課税上の優遇措置の適格団体となる前に行ったもの

政治団体が年の途中で課税上の優遇措置の適格団体となった場合、その適格団体 となる前に行った寄附については、対象から除かれます。

第3 手続

寄附者が寄附金(税額)控除を受けるためには、次のような手続が必要です。

1 寄 附 者

(1) 確定申告

寄附者が寄附金(税額)控除を受けるためには、税務署に対しその旨の確定申告 を行わなければなりません。

(2) 添付書類

確定申告の際には、以下の2種類の書類を添付することが必要です。

- ① 寄附金(税額)控除のための書類
- ② 政党等寄附金特別控除額の計算明細書

 \uparrow

国税庁ホームページ又は税務署において様式を入手できます。様式や記入 方法等については最寄りの税務署にお問い合わせください。

なお、①の書類が確定申告に間に合わない場合には、いったん寄附金の領収書 (写)を添付して確定申告をし、その後に政治団体から①の書類の交付を受けて、 確定申告をした税務署に提出しなければなりません。①の書類には、京都府選挙管 理委員会又は総務大臣の確認印が押されています。これらの書類の提出で、寄附者 の手続は終わります。

(3) 前年分に遡及する場合の手続

衆議院議員、参議院議員、京都府議会議員、京都府知事、京都市議会議員若しく は京都市長の候補者又は候補者となろうとする者を推薦、支持することを本来の目 的とする政治団体(前記**第2**の1の(4)の口の団体)に対する寄附は、推薦又は支 持される者が立候補した年とその前年に行われたものに限り、寄附金(税額)控除の対象となります。立候補した年分については、通常の手続によりますが、前年分について遡及して寄附金(税額)控除の適用を受けようとする場合には、次のいずれかの手続をとってください。

イ 前年分について確定申告をしている場合、更正の請求を行ってください。

ロ 前年分について確定申告をしていない場合、期限後の確定申告の手続をしてく ださい。

これらのいずれの場合にも、「寄附金(税額)控除のための書類」を提出することが必要です。

2 政治団体

適格な政治団体は、寄附者が寄附金(税額)控除を受けようとする場合には、次の ことをする必要があります。

(1) 「寄附金(税額)控除のための書類」の作成

政治団体はあらかじめ次の書式に準じて「寄附金(税額)控除のための書類」を 作成してください。この書式のうち、「寄附を受けた団体」欄には、その政治団体 の名称、所在地等を印刷しても差し支えありません。なお、この書類は、「領収書 控」として、領収書の発行のときに同時に作成しておくと便利です。

(2) 収支報告書の提出と「寄附金(税額)控除のための書類」の提出 収支報告書を提出するとともに、**寄附をした者の氏名、住所、職業、寄附の金額 及び年月日を、寄附の内訳として報告書に記載**することが必要です。

収支報告書の提出に際しては、「寄附金(税額)控除のための書類」を添付し、 収支報告書に記載された内容と一致することについて、**京都府選挙管理委員会又は 総務大臣の確認**を受けることが必要です。

(3) 「寄附金(税額)控除のための書類」を寄附者に交付すること

この書類については、京都府選挙管理委員会又は総務大臣が収支報告書と照合の 上、確認印を押して、提出した政治団体に返還しますので、速やかに寄附者にこの 書類を交付して、寄附者が手続をとれるようにしてください。

第4提出部数

「寄附金(税額)控除のための書類」は、**2部**(二以上の都道府県を活動区域とする団体(総務大臣届出団体)については**3部**)提出してください。

第5 記載上の注意

- 1 寄附者の住所(氏名)に異動が生じ、寄附金(税額)控除のための書類に記載した 住所(氏名)と収支報告書に記載したものとが異なる場合は、余白にその旨を記載し てください。
 - (例) ○月○日寄附分までは旧住所(旧氏名)である。
- 2 金銭以外のものによる寄附については、収支報告書の記載と同一の内容を余白に記載してください。

なお、このうち債権放棄によるものについては、控除の対象になりませんが、具体 的には各税務署で判断されることとなっています。

- (例) ○月○日寄附分は金銭以外のもの(債権放棄)による寄附である。
- 3 寄附を受けた政治団体の区分に異動が生じた場合(政党がその他の政治団体に異動した場合等)は、寄附日現在の区分ごとに別葉とするか、又は「団体の区分」欄の1、 2両方に○を付け、余白に異動の内容が明らかになる事項を記載してください。
 - (例) ○月○日までは政党である。